

大阪市北区役所と株式会社エフエム・キタとの連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社エフエム・キタ（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に連携を強化し、広く区民に区政情報や地域情報を発信し、北区の活性化の推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 北区の魅力の情報発信に関する事
- (2) 北区内外の交流促進に関する事
- (3) 地域活性化の支援に関する事
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により相手方から知り得た業務上及び技術上その他の秘密情報について、第三者に開示、提供、漏えい又はこの協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(具体的な内容等)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定を遂行するための具体的な内容等については、甲乙合意の下、別に定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 大阪市北区扇町 2-1-27

大阪市北区

大阪市北区長 前田 昌則

乙 大阪市北区梅田 2-5-25

ハービス PLAZA3 階

株式会社エフエム・キタ

代表取締役社長 竹間 郁夫